

新発田市商工観光団体支援補助金 公募要領

1 趣 旨

本要領は、市内における人の交流を促し、にぎわいの創出、商工観光の活性化を図ることを目的として実施する新発田市商工観光団体支援補助金（以下、「本補助金」という。）について、事業を実施する団体を公募する。

2 公募事業

公募する事業は、市内で開催されるものであり、本補助金の目的に対して具体的な効果や成果が期待できる事業であること。ただし、次に掲げる事業は対象としない。

- (1) 政治的または宗教的な事業
- (2) 営利を目的とした事業
- (3) 特定の個人または団体のみが利益を受ける事業
- (4) 他の制度による補助金の交付を受ける事業
- (5) その他公序良俗に反する事業

3 公募対象団体

公募する団体は、次に掲げる要件をいずれも満たす者とする。

- (1) 市内の事業者または個人等で構成される団体であること
- (2) 事業の企画立案及び実施等、団体の責任において完遂できる団体であること

4 補助対象経費

事業の実施に必要な経費のうち、次に掲げる経費を除いた経費を対象とする。

- (1) 事業の実施に関わらず経常的に発生する経費
- (2) 証拠資料等で支払い金額が確認できない経費
- (3) 飲食及び接待等に係る経費
- (4) 事業の実施に必要な臨時的な雇用以外に係る人件費
- (5) 交付決定以前に発生、または事業実施の年度内に支払が完了しない経費
- (6) 上記のほか、社会通念上不適切と認められる経費

5 補助額等

対象団体へ交付する補助額は、予算の範囲内で行うものとし、下記に定めるとおりとする。なお、1,000円未満の端数があるときは端数を切り捨てた額とする。ただし、予算を超過する場合は、応募数に応じて予算を割り当てることとする。

補助率	1 / 2 以内	補助上限額	15万円
-----	----------	-------	------

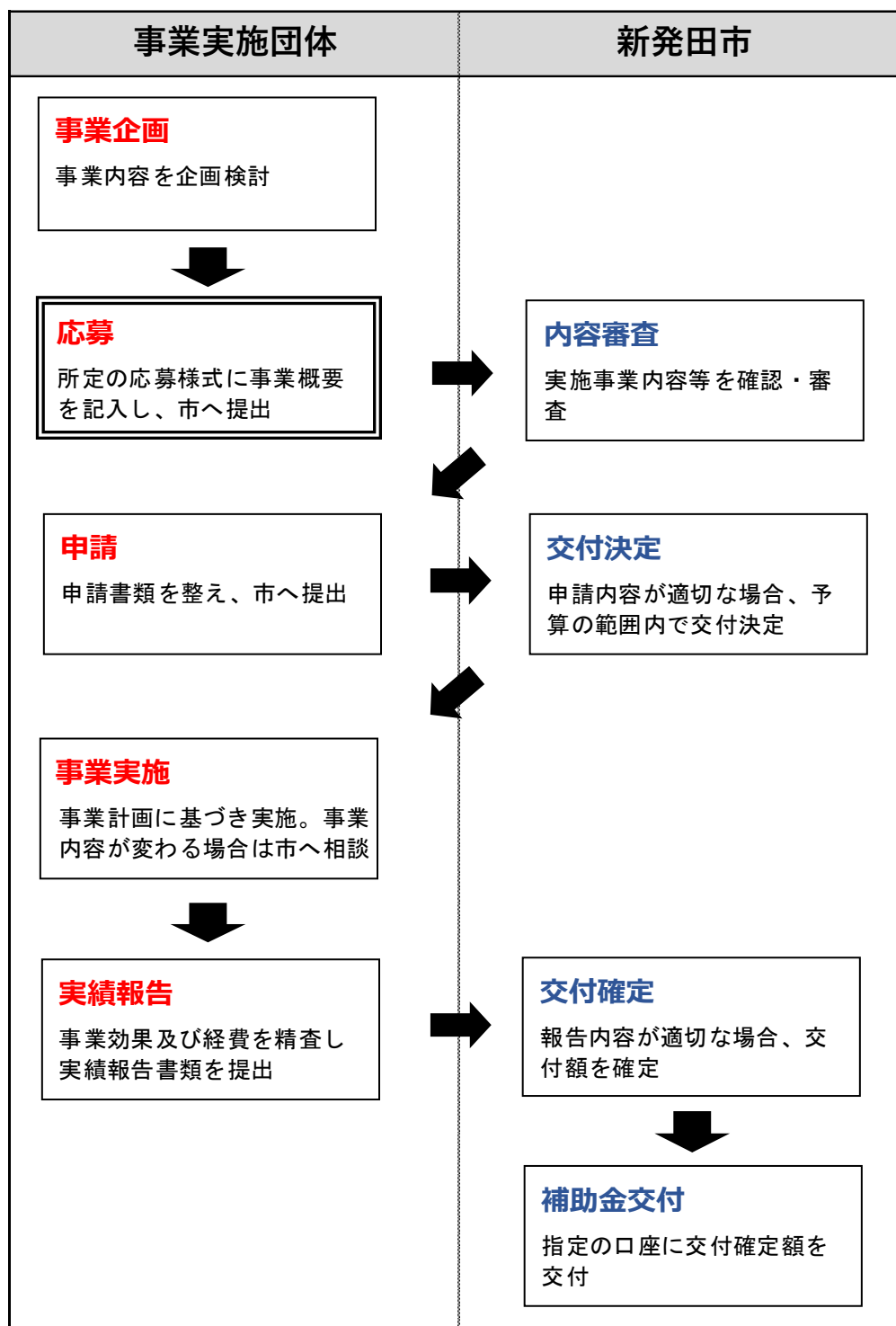
6 公募期間

令和4年4月15日（金）から令和4年6月30日（木）までとする。なお、応募状況によっては、追加公募を実施する。

7 応募方法

所定の応募様式に必要事項を記入のうえ、市商工振興課へ提出する。

8 応募からの手続きの流れ



9 応募内容の審査

応募に対する審査の観点として以下の点を審査します。

- (1) 上記「2 公募事業」に合致するか
- (2) 上記「3 公募対象団体」に合致するか
- (3) 事業内容及び効果が上記「1 趣旨」に掲げる本補助金の目的に合致するか
- (4) 事業効果を高める創意工夫に取り組んでいるか

10 応募先・問い合わせ

新発田市商工振興課商業・まちなか振興係

住所 957-8686 新発田市中央町3-3-3

電話 0254-28-9650

【参考】応募後の手続の流れ

応募様式の内容を確認し、対象となる事業が審査を行います。その後、対象者に対し、申請書類を送付します。

なお、申請の際は下記書類が必要となりますので、あらかじめご用意ください。

書類名	説明
補助金交付申請書【指定様式あり】	
事業計画書【指定様式あり】	実施時期や内容、目的等を記載
収支予算書【指定様式あり】	補助事業実施に係る詳細が分かる予算書 ※実施団体の全活動にまたがるものは不可
補助対象経費の金額が確認できる資料	事業実施に係る事業費積算の根拠となる資料 (見積の写し等)
その他市長が必要と認める書類	補助事業の内容が分かる補足資料